

## 指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

### 1 施設の概要

施設名	瀬戸大橋記念公園	所在地	坂出市番の州緑町6-13外
設置目的	瀬戸大橋架橋の意義を後世に伝えるとともに、都市公園として県民にレクリエーションや憩いの場を提供する。		
規模	22.5ha	設置年月日	北側区域：昭和63年11月 一部供用開始 平成3年6月 全面供用開始 南側区域：平成15年11月 一部供用開始 平成16年4月 全面供用開始

### 2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会	指定期間	平成29年4月1日～ 令和4年3月31日
委託業務の内容	①施設の維持管理に関すること ②施設の利用の許可に関すること ③利用料金の収受に関すること ④その他施設管理に必要な事項	県からの委託料	平成29年度 139,533千円 平成30年度 141,529千円 令和元年度 144,162千円 令和2年度 145,495千円 令和3年度 145,935千円
導入効果	①経費の節減 指定管理者制度導入前と比べ、令和3年度において約4700万円の経費削減となっており、新たな施設整備を行っている中で、管理費用の大幅な節減を実現している。 ②施設管理、法令等の遵守 従前の管理基準や仕様書に定める水準を実施 ③サービス水準の維持・向上 積極的な広報活動により知名度向上が図られているとともに、施設の特性を活かした多様な催しにより、高い水準を維持している。		

### 3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理由	①管理・運営経費の比較 直営に戻すより、指定管理者制度を継続するほうが、管理経費は少額となる。 ②事業の実施内容及びサービス水準の維持向上 上記のとおり、従前の管理水準や仕様書等に定める水準を維持しており、積極的な広報活動や施設の特性を活かした事業実施により、高いサービス水準と利用者数を維持している。

#### 指定管理者制度を更新する場合

選定方法	公募
非公募の場合、その理由	